

浦 監 第 16号

平成 18 年 6 月 27 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 18 年度定期監査（消防本部・署）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します

平成 18 年度定期監査（消防本部・署）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

消防本部・署

3. 監査の実施期間

平成 18 年 4 月 1 日から 27 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 総務課

消火器無償貸与事業について

- ・消火器購入本数は、過去の交換率をもとに決められていたが、平成 17 年度は予想以上に交換率が高くなり、在庫数に不足が生じた。そのため増額補正を行い追加購入したが、毎年 10 月に行っている交換に間に合わず、対象者へ交換日程を変更する通知を改めて行うこととなった。消火器は、初期消火において重要な役割を果たすことから、今後は、的確な予想交換数の把握に努められたい。
- ・無償貸与消火器については、8 年ごとに交換を行っており、通知や広報紙で対象者へ交換時期を知らせているとのことであった。交換時期が経過し、交換していない対象者へも毎年通知をしているが、例年の交換率は約 20%で、平成 17 年度では約 35%であった。今後は、初回の通知で交換率が上がるよう、周知方法等を検討されたい。

市民で組織された消防団員の活動は、地域や市民を様々な災害から守る献身的な活動であり、また、危険を伴うため市区町村においては各種の処遇が講じられている。本市においても、報償金、報酬等、消防団員活動に対する経費を支出しているが、近隣市の状況を踏まえ、予算の積算根拠を精査するとともに、支出内容等を検討されたい。

(2) 警防課

消防水利維持補修工事について

- ・消防水利維持補修工事については、3月まで行われていなかった。その理由として、今回の工事対象は、以前より老朽化が認められ、補修の必要性があったことから予算計上したものの、使用不能等の致命的な破損までには至っていないので、他の緊急的な補修も視野に入れ動向をうかがった結果、他に緊急を要する箇所がなかったためということであった。しかし、消防水利という性質上、常時、消防活動に支障が生じないようにしておくことが肝要であることから、補修の必要がある場合は早期に実施されたい。
- ・市内にある1千箇所以上の消火栓・防火水槽の点検について、個別に現場確認しているということだが、補修の必要についての明確な判断基準がなく設置年月日も把握されていなかった。消防水利の円滑な管理・活用のためにも、設置年月日の把握に努め、補修計画及び判断基準の策定を検討されたい。

備品台帳について、取得日の記載の無いものが見受けられた。今後は、適正な管理が行えるよう、事務の徹底を図られたい。

ノー残業デー時間外勤務等命令申請書が作成されていなかった。今後は、適切な事務処理に努められたい。